

所定疾患施設療養費の算定状況について

算定条件

- ・所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、連続する7日間を限度とし、月1回に限り算定する。
- ・所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
- ・所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
- ・算定する場合にあっては、診断名、診断をおこなった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- ・請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- ・当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

平成30年度 所定疾患施設療養費算定状況

平成30年5月～平成31年4月

介護老人保健施設 光苑ケアセンター

年月	件数	病名	治療日数	検査内容	治療内容	投薬内容	処置内容
H30年5月	1件	誤嚥性肺炎	4日		点滴	生食100mlにスルペラゾン1g	
H30年6月	1件	尿路感染症	7日		投薬	バクタ顆粒2g	
H30年7月	2件	尿路感染症	5日		投薬	セフゾン100mg	
		尿路感染症	1日		投薬	クラビット500mg	
H30年8月	1件	肺炎	3日		点滴	生理食塩水100mlにロセフィン1g	
H30年9月	1件	尿路感染症	5日		投薬	セフゾン100mg	
H30年10月	3件	尿路感染症	4日		投薬	クラビット250mg	
		尿路感染症	3日		投薬	クラビット500mg	
		尿路感染症	5日		投薬	セフゾンドライシロップ3g・クラビット500mg	
H30年11月	0件						
H30年12月	1件	尿路感染症	3日		投薬	クラビット500mg・クラビット250mg	
H31年1月	1件	尿路感染症	3日		投薬	レボフロキサシン500mg錠・レボフロキサシン250mg錠	
H31年2月	2件	誤嚥性肺炎	4日		点滴	生理食塩水100mlにロセフィン1g	
		尿路感染症	4日		点滴	生理食塩水100mlにロセフィン1g 生理食塩水100mlにスルペラゾン1g	
H31年3月	4件	尿路感染症	3日		投薬	クラビット錠500mg・クラビット錠250mg	
		尿路感染症	4日		点滴	生理食塩水100mlにロセフィン1g	
		尿路感染症	7日		投薬	バクタ配合顆粒2.0g	
		尿路感染症	5日		投薬	クラビット錠500mg	
H31年4月	4件	肺炎	3日		点滴	ソルラクト500ml ソルデム3A500mlとビタミンCとビタミンB1 生理食塩水100mlとロセフィン1g	
		尿路感染症	3日		投薬	クラビット500mg・クラビット250mg	
		尿路感染症	3日		投薬	クラビット500mg・クラビット250mg	
		尿路感染症	3日		投薬	クラビット500mg・クラビット250mg	